現在 改訂検討中

鎌倉市立大船小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月 改訂 鎌倉市立大船小学校

【学校教育目標】

- (1) よく考え、すすんで学ぶ子
- (2) 心豊かな子
- (3) 健やかでたくましい子

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- インターネット上にスマートフォン等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、 誹謗中傷や嫌なことをされたりする

【いじめに対する基本認識】

- ●いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- ●いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- ●いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- ●いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の 子どもにも注意を払う必要がある
- ●いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- ●いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある

1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの 判断は慎重に行われなければなりませんが、大切なことは、いじめにつながる可能性 があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。い じめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるととも に、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けて適切に取り組みます。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、 教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、 子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解 消に努め、「(いじめを)しない、させない、許さない、見逃さない」を指導指針に、 「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止 に努めます。

2. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ○体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、 道徳性を育む取組を進めます。
- ○日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- ○「特別の教科道徳」の時間などを通して、児童自らがいじめの問題について学び、 主体的に考え議論し、行動する機会を設けるよう務めます。
- ○児童に対し、いじめの傍観者とならず、いじめを発見したらいち早く教職員へ報告 するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努 めます。
- ○教職員は指導に際して、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを 助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。

- ○児童が主体的に考えられるよう、日頃から分かる授業を心がけ、授業づくりに努めます。
- ○学校関係者や地域の方等との連携を通して、教育活動における様々な場面で「いの ちの大切さ」を学ぶ機会を設定していきます。
- ○「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や 特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します ○いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ○「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識 を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配ると ともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- ○定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を次 のように整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。

<定期的な調査方法>

- ① 児童対象いじめ等のアンケート調査 年3回(6月、11月、2月)
- ② 個人面談(教育相談)を通じた学級担任による、児童からの生活や学習に関する相談・面談 年2回(4月、11月)
- ○児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制 の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラー、教育相談員の活用
 - ② いじめ相談窓口(教頭・児童支援専任)の設置と周知

(3) いじめの解消のための取組

- ○いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめ させ対応をするとともに、いじめに関わる情報を適切に記録します。
- ○教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を確認します。
- ○相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し情報の共有と早期解消に努めます。
- ○いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童を守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ○いじめが解消している状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える 行為が止んでいる状態が相当期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)継続している ことと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことです。
- ○いじめが解消している状態に至ったと判断した場合でも、いじめを受けた児童及び

いじめを行った児童には、日常的に注意を向け、再発防止に努めます。

- ○いじめを行った児童に対しても、いじめに至る状況や要因等を詳しく聞き取るとと もに、相談・支援の体制をとり、健全な対応の仕方を考えさせ、必要な取組をしま す。
- ○いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ○はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加 担する行為であることが理解できるよう指導します。
- ○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機 関等との連携の下で取り組みます。
- ○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議 し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みま す。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ○ソーシャルネットワークサービス(SNS)をはじめとする、インターネットを通じて 行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者 に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や特別 の教科道徳、総合的な学習の時間等の様々な場面を通じて、情報モラル教育の一層 の推進を図ります。
- ○学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- ○インターネットを通じて行われるいじめについては、外部専門機関等への協力を得て、対応に努めます。

(5) 学校評価における扱い

○学校は、いじめ防止等に向けた取り組みについて学校評価を用いて検証し、改善に取り組みます。

3. いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処する ため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得な がら、学校全体で組織的な対応を行います。

【構成員】

校長・教頭、総括教諭、児童支援専任、教育相談コーディネーター、養護教諭等 を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任等構成員を追加します。

【開催時期と内容】

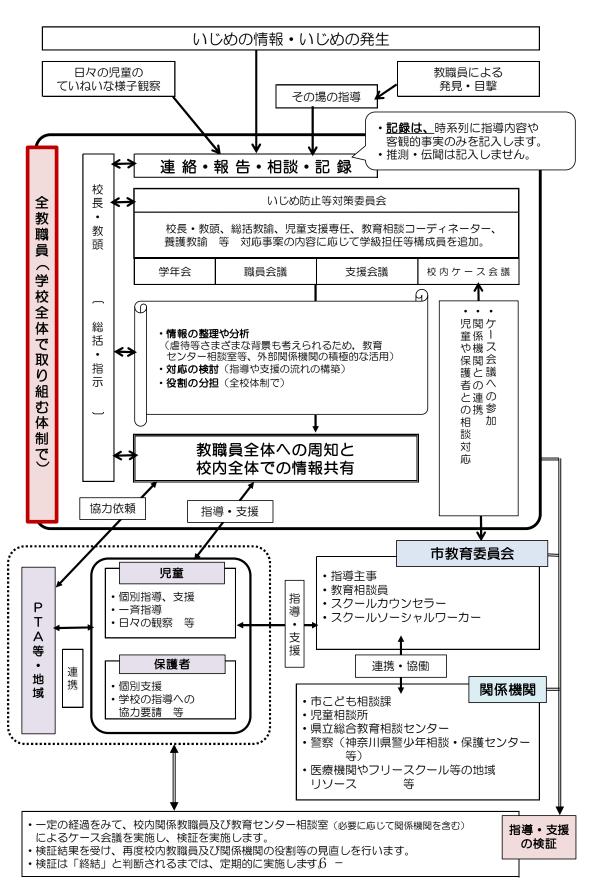
いじめの事案が発生していない時でも、学期に1回程度は開催し、児童の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当します。

- ◇児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録
- ◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
- ◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及 び調査
- ◇いじめられた児童の保護やいじめを行った児童に対する指導や支援・連携・方 針の検討
- ◇いじめを受けた児童及び行った児童に対する保護及び支援並びにその保護者と の連携
- ◇在校生やその保護者に対する情報提供

4. いじめの事案が発生した時の対応

いじめは多くの子どもたちが関係する場合があります。迅速にいじめの状況を把握するため複数の教職員によるチームで対応します。全教職員が同じ姿勢で取り組み、学校全体で支え合う指導体制で進めていきます。



5. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめを受けていた児童が自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合、身体に 重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症 した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、若しくは、いじめ を受けていた児童が、そのため相当の期間(概ね年間 30 日を目安とする。但し、 連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず。)欠席を余儀なくされてい る疑いがある場合を指します。

(2) 重大事態の発生を受けた時の対応

- ○学校は直ちにいじめに係る重大事態と判断し、速やかに鎌倉市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議し「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行い、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。
- ○児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった ときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえ ない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして適切かつ真摯に調査等に 当たります。
- ○調査に当たっては「いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となり進め、事態の 収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については鎌倉市教育委員 会と検討し、校長が任命します。

【構成員】

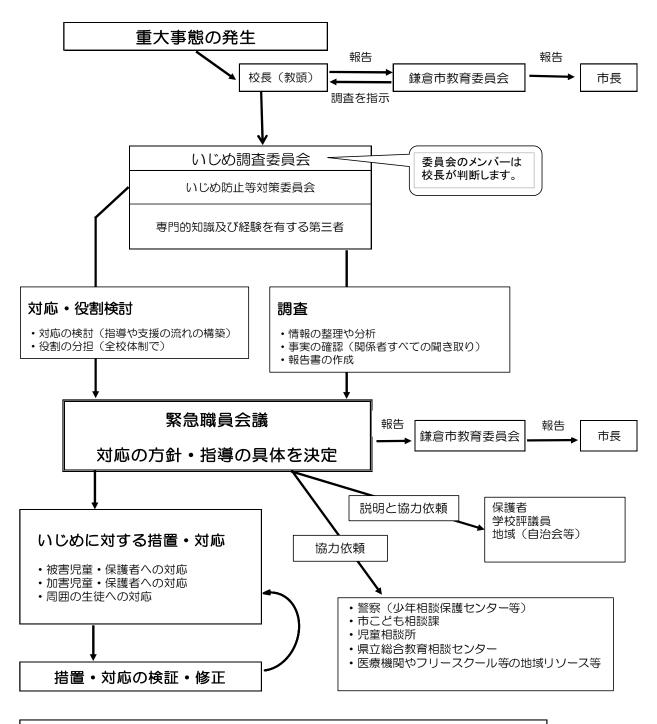
いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する者等の 第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

- ○学校は調査内容を、鎌倉市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を協議します。
- ○学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合、鎌倉市教育委員会による調査を依頼します。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ○学校はいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた 児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- ○当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。
- ○調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、 所見をまとめた文書を添えて報告します。

☆重大事態に対するフロー



校長(教頭)は鎌倉市教育委員会へ経過報告・結果報告行いを、必要な事項については協議する。

6. その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ◇いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ◇いじめの再発を防止するための取組に関すること